

「令和3年2月福島県沖地震災害義援金」の受付について

日本赤十字社では、令和3年2月13日に福島県沖で発生した最大震度6強の地震により被災された方々への支援のため、次のとおり義援金を受け付けています。
皆さまの温かいご支援をよろしくお願いいたします。

※ お寄せいただいた義援金は、被災地県に設置される災害義援金配分委員会を通じて、全額が被災地へ届けられます。

1 義援金名

「令和3年2月福島県沖地震災害義援金」

2 受付期間

令和3年5月31日（月）まで

3 受付方法

(1) 窓口持参

次の窓口で受け付けています。

- ・保健福祉課（げんき21）
- ・生田原支所地域住民課
- ・丸瀬布支所地域住民課
- ・白滝支所地域住民課

(2) ゆうちょ銀行・郵便局

口座記号番号「00190-1-673783」

口座加入者名「日赤令和3年2月福島県沖地震災害義援金」

※ ゆうちょ銀行・郵便局窓口での取扱いの場合、振込手数料は免除されます。

※ 受領証の発行を希望する場合は、通信欄に「受領証希望」とご記入ください。

(3) 銀行振込

受付窓口	金融機関名	口座番号	口座名義	受領証発行に係る連絡先
日赤本社	三井住友銀行 すずらん支店	普通 2787561	日本赤十字社 (ニホンセキジ ュウジシャ)	日赤本社 パートナーシップ 推進部会員課 (Tel:03-3437-7081)
	三菱UFJ銀行 やまびこ支店	普通 2105559		
	みずほ銀行 クヌギ支店	普通 0620480		

※ 金融機関によっては、振込手数料がかかる場合があります。

※ 受領証の発行を希望する場合は、各「受領証発行に係る連絡先」に次の内容をご連絡ください。

- 住所
- 氏名（受領証の宛名）
- 電話番号
- 寄付日
- 寄付額
- 振込金融機関名及び支店名

4 税制上の取扱いについて

個人については、所得税法第78条第2項第1号、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。